

## 第7回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年1月28日(木)午後2時00分から午後3時08分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員(23名)

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	棚	範貴
	2番	小林	信也
	3番	山下	浩昭
	4番	橋本	浩弥
	5番	西田	利幸
	6番	中村	富士男
	7番	田村	信夫
	8番	高野	英一
	9番	佐藤	雅典
	10番	森	勤子
	11番	帰山	茂義
	12番	井田	留吉
	13番	澤邊	佳範
	14番	佐藤	悦啓
	15番	高橋	孝二
	16番	多田	篤
	18番	吉田	正宏
	19番	渡邊	ひろ子
	20番	佐久間	博孝
	21番	湯佐	茂雄
	22番	松本	誠

4 欠席委員 17番 黒田 龍司

5 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告
  - 第1号 意見書に対する幕別町からの回答について
  - 第2号 農地所有適格法人報告書の受理について
  - 第3号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

- 第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について
- 第2号 農用地の買入協議に係る要請について

- 第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
  - 第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 第5号 農地法第4条許可に係る事業計画の変更について
  - 第6号 現況証明について
  - 第7号 農地の賃借料情報について
- 協議
- 第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

6 農業委員会事務局職員

事務局長	川瀬 康彦
忠類支局長	高橋 宏邦
農地振興係長	岩岡 夢貴
農地振興係主査	菅原美栄子
農地振興係主事	石塚 瑤人

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第7回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。</p> <p>議事録署名委員に13番 澤邊委員、14番 佐藤悦啓委員を指名いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局長	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、17番 黒田委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告申し上げます。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「意見書に対する幕別町からの回答について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第1号の説明をいたします。</p>
事務局長	<p>報告第1号「意見書に対する幕別町からの回答について」、令和2年12月9日に提出した意見書について、令和3年1月22日に幕別町から回答があったので報告いたします。</p> <p>内容につきましては、別紙の朗読をもって説明に代えさせていただきます。それでは、「報告第1号別紙」をご覧くださいたく存じます。</p> <p>【別紙に基づき説明】</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>報告第1号について説明を申しあげました。質疑ございませんか。</p>

	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第1号については、報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。 事務局から、報告第2号の説明をいたします。
事務局	報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> ほか計12法人から提出がありましたので報告いたします。 書類等完備されておりましたので受理いたしました。 以上で報告を終わります。
議長	報告第2号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。  (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第2号については、報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第3号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。 事務局から、報告第3号1番から4番について説明をいたします。
事務局	報告第3号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告します。 案件は議案書2ページから3ページの、今月21日に町公社が利用調整を行った4件であります。 内容につきましては記載のとおりです。 以上で報告を終わります。
議長	報告第3号1番から4番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。  (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第3号1番から4番については、報告のとおり承認されました。
議長	次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。

議長	議案第1号1番から30番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。
	【議案第1号1番から30番について、議案書をもとに朗読】
	1番から6番、15番から29番は借換えのため、7番から14番は売買のため、30番は返還のため解約するものです。農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。
	議案第1号1番から30番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第1号1番から30番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第2号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。
	議案第2号1番、2番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第2号「農用地の買入協議に係る要請について」、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整の申出があった下記の農地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と認められるので、同法第16条第1項に基づく要請をすることについて議決を求めます。
	【議案第2号1番、2番について、議案書をもとに朗読】
	以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。
	議案第2号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

	<p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第2号1番、2番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>議案第3号1番から4番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。</p> <p>【議案第3号1番から4番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページから2ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
22番	<p>22番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。</p> <p>議案第3号1番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第3号1番から4番は、原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号5番から22番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第3号5番から22番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書3ページから11ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま</p>

す。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1 番

1 番説明いたします。5 番から 6 番、17 番から 18 番の案件は、借主の経営の法人化に伴う借換え、7 番から 16 番、19 番から 22 番の案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第 3 号 5 番から 22 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第 3 号 5 番から 22 番は、原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第 3 号 23 番、24 番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第 3 号 23 番、24 番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 12 ページのとおり、同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2 番

2 番説明いたします。これらの案件は、借主の経営の法人化に伴う借換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第 3 号 23 番、24 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号23番、24番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号25番から36番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号25番から36番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書13ページから18ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明いたします。これらの案件は、前耕作者の後継者への借換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいますので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号25番から36番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号25番から36番は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号37番、38番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号37番、38番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書19ページのとおりに、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番 14番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号37番、38番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号37番、38番は、原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号39番、40番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号39番、40番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書20ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番

9番説明いたします。これらの案件は、前耕作者の後継者への借換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については、問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号39番、40番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号39番、40番は原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第3号41番、42番につきましては、山下委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで、退席願います。



(3番 山下委員退席)

議長 それでは議案第3号41番、42番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号41番、42番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書21ページのとおりに、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員は山下委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方からご説明いたします。

この案件は、前耕作者から後継者への借換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号41番、42番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号41番、42番は、原案のとおり可決されました。

(3番 山下委員着席)

議長 次に、議案第3号43番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号43番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書22ページの上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件は、令和2年10月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号43番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号43番は原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第3号44番につきましては、渡邊委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(19番 渡邊委員退席)

議長

それでは、議案第3号44番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号44番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書22ページ下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番

3番説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員は渡邊委員ですが、利用調整会議には私が地区担当委員として出席いたしましたので、私の方から説明いたします。

この案件は、令和2年10月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は、買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでおられますので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号44番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号44番は、原案のとおり可決されまし

た。

(19番 渡邊委員着席)

議長 次の議案第3号45番につきましては、多田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(16番 多田委員退席)

議長 それでは、議案第3号45番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号45番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書23ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

12番 12番説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員は多田委員ですが、利用調整会議には私が地区担当委員として出席いたしましたので、私の方から説明いたします。

この案件は、令和2年10月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は、買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号45番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号45番は原案のとおり可決されました。

(16番 多田委員着席)

議長 次に、議案第3号46番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号46番について、議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書23ページ

ジ下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明いたします。この案件は、令和2年10月に町公社が利用調整を行ったものであります。  
借主は、買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号46番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号46番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号47番について、事務局から説明をいたします。

事務局 所有権に移ります。

【議案第3号47番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書24ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番 14番説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員であります橋本委員ですが、私が、利用調整会議に地区担当委員として出席いたしましたので、ご説明いたします。  
この案件は、令和2年12月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社です。今回の所有権の移転については問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

	<p>議案第3号47番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なしの声】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第3号47番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号48番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第3号48番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書24ページの下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
3番	<p>3番説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員は渡邊委員ですが、利用調整会議には、私が地区担当委員として出席いたしましたので、私の方から説明いたします。</p> <p>この案件は、令和2年12月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については、問題ないと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。</p> <p>議案第3号48番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第3号48番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第4号1番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>この案件は、別添調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3</p>

条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番 2番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号1番は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局 賃借権に移ります。

【議案第4号2番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番 1番説明いたします。この案件は、経営の法人化に伴う賃貸借による借換えでありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号2番は、原案のとおり可決されまし

た。

議長 次に、議案第4号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号3番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番 4番説明いたします。この案件は、今月20日に中村委員、湯佐委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号3番は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号4番について、事務局から説明をいたします。

事務局 所有権に移ります。

【議案第4号4番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番 23番説明いたします。この案件は、今月20日に中村委員、湯佐委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号4番は、原案のとおり可決されました。

議長

それでは議案第4号5番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号5番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番

4番説明いたします。この案件は、今月20日に中村委員、湯佐委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号5番は、原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第5号「農地法第4条許可に係る事業計画の変更について」を議題といたします。

議案第5号1番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第5号「農地法第4条許可に係る事業計画の変更について」、農地法第4条許可に係る事業計画変更承認申請があったので審議を求めます。

事務局

【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】



この案件は令和2年3月27日の第33回総会で審議され、令和2年4月24日付  
けで許可をしたものであります。本件は牛舎等の建設を目的に転用申請があっ  
たものですが、建物の確認申請の手続きで、工事の進入通路の幅員不足、及び  
消防法による建物管理スペース等の確保に伴う確認のため、許可に遅れが生じ  
たことにより工事を中断、造成工事完了後7月より牛舎の建設を進行する予定  
でしたが、9月の再着工となり、許可期間内に完了出来ないことから、今回、  
工事期間の変更をして、工期を令和3年3月31日まで延期させていただきたい  
旨の申請があったものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号1番は、原案のとおり可決されまし  
た。

議長

次に、議案第6号「現況証明について」を議題といたします。

議案第6号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第6号「現況証明について」、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の  
現況証明願があったので審議を求めます。

【議案第6号1番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番

23番説明します。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであ  
ります。今月20日に中村委員、湯佐委員、事務局とで現地調査を行い、農地、  
採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします  
ます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第6号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号1番は、原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第7号「農地の賃借料情報について」を議題といたします。  
議案第7号について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第7号「農地の賃借料情報について」、農地の賃借料情報につきましては、農地法第52条の規定に、農業委員会は農地の農業上の利用等の増進に資するため、借貸等の情報提供を行うことと定められており、平均額の2倍を超える賃借借については指導することとなっております。

ご審議頂く内容といたしましては、普通畑と牧草畑の賃借料でございます。

記載にあります賃借料の金額は、令和2年1月から12月までに農地法第3条の規定による賃借借の許可、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画の賃借権を基にデータを作成しております。

詳細でございますが、平均額のみ説明させていただきます。

1 畑の普通畑の部です。幕別地区低台の平均額は8,600円で、前年の10,400円から1,800円下がっております。幕別地区高台の平均額は7,800円で、前年の7,200円から600円上がっております。忠類地区の平均額は3,800円で、前年の3,600円から200円上がっております。

2 畑の牧草畑の部です。幕別地区低台は案件が無く、過去、最後に有効な案件がありました平成23年の額を賃借料情報として記載しております。幕別地区高台の平均額は3,700円で、前年の4,500円から800円下がっております。忠類地区の平均額は2,800円で、前年の2,500円から300円上がっております。

なお、賃借料情報の提供方法につきましては、農業委員会だより、町ホームページにより周知をいたします。

以上で内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第7号について、記載のとおり決定し、農業委員会だより及び町ホームページにより、賃借料情報の提供を行うことに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長

次に、協議第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」についてを議

題といたします。

協議第1号について、事務局から説明をいたします。

事務局

協議第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、協議を求めるものでございます。

提案理由についてご説明申し上げます。

委員の皆様は既にご承知のこととは存じますが、令和元年10月、奈良県安堵町の農業委員会会長が、農地転用のために虚偽の申請を行った農地法違反の疑いで逮捕されるなど、農業委員会の農地法違反等に関する不祥事が1年間に4件起こり、農林水産省から2回の綱紀肅正の通知が発出されたところでございます。

これを受けまして、令和元年11月28日に開催されました全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀肅正の徹底を図っていくことが確認され、本農業委員会では、令和2年1月29日開催の第31回総会において、法令遵守の申し合わせ決議についてご協議いただき、決定したところであります。

つきましては、北海道農業会議からは、毎年、同様の取組みを行うよう依頼がありますことから、本農業委員会ではこれに応ずることを是とし、昨年決議いただいたものと同様の内容ではございますが、本日、農業委員会の法令遵守の申し合わせについて、決議をいただくよう提案するものであります。

ここで、確認の意味を含めまして、決議文を朗読させていただきます。

【決議文朗読】

以上でございます。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

議長

提案理由の説明が終わりました。

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

協議第1号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。

協議第1号は原案のとおり可決されました。

議長

議案は以上であります。

これをもちまして、第7回農業委員会総会を閉会します。

事務局

ご起立願います。ご苦勞様でした。